

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、株主重視の基本方針に基づき、継続企業として収益の拡大、企業価値の向上のため、経営の効率性、透明性、健全性を確保できる経営管理体制を確立することをコーポレート・ガバナンスの基本としてその強化に取り組んでまいります。同時に、社会における企業の責務を認識し、各種サービスを通じた社会貢献、当社を取り巻く利害関係者の調和ある利益の実現に取り組んでまいります。

[コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由]

当社は、コーポレートガバナンス・コードの基本原則をすべて実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

[大株主の状況]

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
小原 崇幹	2,285,600	49.25
竹鼻 周	478,960	10.32
青木 倫治	390,600	8.42
株式会社イグニス	210,520	4.54
水谷 亮	135,120	2.91
飯村 洋平	130,920	2.82
石田 育男	72,760	1.57
梅本 祐紀	54,560	1.18
鈴木 保浩	36,520	0.79
梅谷 雄紀	36,400	0.78

支配株主(親会社を除く)の有無	――
-----------------	----

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明

――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 マザーズ
-------------	---------

決算期	8月
-----	----

業種	サービス業
----	-------

直前事業年度末における(連結)従業員数	100人未満
---------------------	--------

直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
-------------------	---------

直前事業年度末における連結子会社数	10社未満
-------------------	-------

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当事項はありません。

// 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	5名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	4名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
須田 仁之	他の会社の出身者											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
須田 仁之	○	当社は、同氏を独立役員に指定しております。	様々な企業における役員経験、業界に精通した豊富なビジネス経験から経営に対する客観的かつ的確な助言や客観的かつ中立的な立場から取締役の職務執行の監督を期待できることから、選任しております。また、一般株主と利益相反が生じる恐れがある事項のいずれにも該当していないことから当社の独立役員に指名しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の実数	5 名
監査役の実数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役、会計監査人及び内部監査担当者は定期的に意見交換等を行っており、監査計画及び監査結果等について共有し、業務改善に向けた協議を行うなど、監査の実効性及び効率性の向上を図っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の実数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている実数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
小名木 俊太郎	弁護士													
中村 竜士	他の会社の出身者													

- ※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d 上場会社の親会社の監査役
e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i 上場会社の主要株主 (当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
j 上場会社の取引先 (f、g及びhのいずれにも該当しないもの) の業務執行者 (本人のみ)
k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者 (本人のみ)
l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者 (本人のみ)
m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
小名木 俊太郎	○	当社は、同氏を独立役員に指定しております。	弁護士としての高度な人格と法律に関する専門的な知識を有しており、客観的かつ中立の立場で監査していただくため社外監査役に選任しております。 また、一般株主と利益相反が生じる恐れがある事項のいずれにも該当していないことから当社の独立役員に指名しております。
中村 竜士	○	当社は、同氏を独立役員に指定しております。	会社経営者としての経験や知見、並びに、投資ファンド等における豊富なアドバイザー経験を有しており、客観的かつ中立の立場で監査していただくため選任しております。 また、一般株主と利益相反が生じる恐れがある事項のいずれにも該当していないことから当社の独立役員に指名しております。

[独立役員関係]

独立役員の実数	3 名
---------	-----

その他独立役員に関する事項

独立役員の要件を充当する社外役員につきましては、全て独立役員に指定しております。

[インセンティブ関係]

取締役へのインセンティブ付与に関する 施策の実施状況

ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

業績向上に対する意欲や士気を高め、中長期的な株式価値の向上を目的として、ストックオプション制度を導入しております。

ストックオプションの付与対象者

社内取締役、社内監査役、従業員

該当項目に関する補足説明

上記付与対象者について、当社の業績向上に対する意欲や士気を高めることを目的としてストックオプションを付与しております。

[取締役報酬関係]

(個別の取締役報酬の) 開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、報酬の個別開示は行っておりません。
取締役及び監査役の報酬等は、それぞれ役員区分ごとの総額で開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針 の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役及び監査役の報酬の決定について、各役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する具体的な方針は定めておりませんが、株主総会で総枠の決議を得ており、その枠内で、取締役は取締役会、監査役は監査役会で協議し決定しております。

[社外取締役(社外監査役)のサポート体制]

社外取締役及び社外監査役に対する専任スタッフの配置は行っておりませんが、必要に応じてBusinessAdministration Div.のスタッフがサポートする体制としており、またBusiness Administration Div.において取締役会開催日時、決議事項の事前送付、資料の事前送付及び必要に応じて事前説明を行うこととしております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社は、会社の機関として、取締役会、監査役会及び会計監査人を設置し、その他執行役員制度を設け、監督機能と業務執行機能の分離を図ることで、経営の効率化と業務執行体制の強化を図っております。当社の各機関等の内容は以下のとおりであります。

a.取締役会

当社の取締役会は、取締役4名(うち社外取締役1名)で構成され、月1回の定時取締役会の開催に加え、重要案件が生じたときに臨時取締役会を都度開催しております。なお、取締役会には監査役が毎回出席し、取締役の業務執行状況の監査を行っております。
取締役会においては会社の経営方針、経営戦略、事業計画、重要な財産の取得及び処分、重要な組織及び人事等の業務執行を決定し、各取締役の職務執行の監督を行っております。

b.監査役会

当社の監査役会は、監査役3名(うち社外監査役2名)で構成され、原則毎月1回監査役会を開催し、各監査役間の情報交換、連携、意思疎通を行っております。またガバナンスのあり方とその運営状況を監視し、取締役の職務の執行を含む日常的活動の監査を行っております。
さらに会計監査人と定期的に協議し、監査内容について意見交換を行い連携を図っております。

c.会計監査人

当社は、EY 新日本有限責任監査法人と監査契約を締結し、適時適切な監査が実施されております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、監査役制度を採用し、会社法に基づく機関として、株主総会及び取締役会、監査役会、会計監査人を設置し、監査役監査を軸とした取締役会による業務執行の監督、経営監視体制を構築しております。

また、社外取締役1名、社外監査役2名を選任しており、実効性の高い監督・監査、中立的な立場からの見解等を踏まえた経営が行われる体制としております。

当社が、本体制を採用している理由といたしましては、株主総会、取締役会、監査役会及び会計監査人を設置し、日常的な業務監査等を行う役割として内部監査担当者を配置しており、これらの各機関が相互に連携することによって、継続的に企業価値を向上させ、ガバナンス体制が有効に機能すると考えているためであります。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会の招集通知については、早期発送に努めてまいります。
集中日を回避した株主総会の設定	多くの株主が株主総会に出席できるように、実際の開催日についても集中日を避けるように留意してまいります。
電磁的方法による議決権の行使	今後、検討すべき事項として考えております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加 その他機関投資家の議決権行使環境 向上に向けた取組み	今後、検討すべき事項として考えております。
招集通知(要約)の英文での提供	今後、検討すべき事項として考えております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者 自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社のホームページ上のIR専用ページに掲載する予定です。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	必要に応じて検討してまいります。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	アナリスト・機関投資家向けに定期的に説明会を開催し、代表取締役社長が業績や経営方針を説明してまいります。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	今後、検討すべき事項として考えております。	なし
IR資料のホームページ掲載	当社のホームページ上のIR専用ページに、決算情報・適時開示情報・会社説明会資料などを掲載してまいります。	
IRに関する部署(担当者)の設置	Corporate Strategy Div.を担当部署としております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	規程等で具体的に明記はしておりませんが、当社ホームページ上で掲載するディスクロージャーポリシーにおいてステークホルダーの立場の尊重について規定しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	今後、検討すべき事項として考えております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社ホームページ、決算説明会等により、ステークホルダーに対する積極的な情報開示を行う方針としております。

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、業務の適正性を確保するための体制として、「内部統制システムの整備に関する基本方針」を定めており、当該方針に則り、業務の適正を確保するための体制を整備、運用しております。その概要は以下のとおりであります。

a. 取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (i) 取締役会規程に基づき取締役会を定期的に開催し、経営に関する重要事項の決定を行うとともに、取締役の職務の執行を監督しております。
- (ii) 監査役会は、監査役会規程に則り、監査役会で定められた監査方針と監査計画に基づき、取締役及び従業員の職務の執行に係る監査を実施し、その結果を代表取締役へ報告しております。
- (iii) 他の業務執行部門から独立した代表取締役が指名する内部監査担当者が、内部監査規程に基づき内部監査を実施しております。
- (iv) コンプライアンス規程にて内部通報制度を整備し、不正行為に関する通報又は相談の適正な処理の仕組みを定めております。

b. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (i) 文書管理規程を定め、株主総会、取締役会の議事録やその他の業務執行に係る文書の保存期限、所管部門及び管理方法を適切に管理しております。

c. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (i) 自然災害や企業不祥事等、会社、従業員、社会に影響を及ぼす問題の発生に備え、リスク管理規程を定め、当社において発生する様々な事象を伴う危機に、迅速かつ的確に対処するための危機管理体制及び対処方法を定めております。
- (ii) リスク管理体制については代表取締役が指揮し、個別リスクの洗い出しとその評価、対応すべき優先度、リスク管理の方法等を審議するとともに、定期的なモニタリングとリスク顕在化時点における対応策を行い、取締役会にその内容を適宜報告しております。

d. 取締役の職務の執行が効率的に行われていることを確保するための体制

- (i) 各 Division においては、業務分掌規程及び職務権限規程に基づき、責任の明確化を図ることで、迅速性及び効率性を確保しております。
- (ii) 取締役会は、中期経営計画を定めるとともに、経営資源を効率的に配分の上、年度計画を策定し、会社としての目標を明確にしております。
- (iii) 取締役会は、計画及び目標達成状況のレビューを定期的に行い、必要に応じて目標及び計画の修正を行っております。

e. 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (i) 職務権限を定めて責任と権限を明確化し、各部門における執行の体制を確立しております。
- (ii) 必要となる各種の決裁制度、社内規程及びマニュアル等を備え、これを周知し、運営しております。
- (iii) 代表取締役が指名する内部監査責任者は、「内部監査規程」に従い、法令、定款及び社内規程の遵守状況の有効性を監査し、監査結果及び改善課題を代表取締役に報告・提言するとともに、当該改善課題の対応状況を確認しております。
- (iv) 「コンプライアンス規程」に従い、コンプライアンス教育・研修の計画及び実施などによりコンプライアンス意識の徹底を図っております。

f. 監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する事項

- (i) 監査役が必要と認めた場合は、従業員を監査役の補助にあたらせております。
- (ii) 監査役補助従業員を設置した場合は、従業員の業務執行者からの独立性の確保に留意するとともに関係者に周知しております。
- (iii) 監査役補助従業員の人事評価については、常勤監査役の同意を要するものとしております。

g. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- (i) 監査役は取締役会に出席し、業務の執行状況、損失の危険、職務執行の効率性及び職務執行の適法性について把握するとともに、その内容を監査役会に報告しております。
- (ii) 内部通報制度を整備し、不正行為に関する通報を受け付ける窓口として、社内窓口を常勤監査役、外部窓口を弁護士とするとともに、内部通報者が通報又は相談したことを理由として、会社が内部通報者に対して不利益な取り扱いを行うことを一切禁止しております。
- (iii) 業務執行取締役は、定期的又は監査役の求めに応じて、担当する業務のリスクについて報告しております。

h. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (i) 代表取締役社長は、監査役会及び会計監査人と定期的な意見交換会を実施し、また、監査役が会計監査人、内部監査担当者との連携を図り、適切な意思疎通及び効果的な監査業務を遂行できるような環境を整備しております。
- (ii) 監査役は、監査費用の支出にあたっては、その効率性及び適正性に留意した上で、職務執行上必要と認める費用について会社に対して予算を提出し、原則として予算の範囲において費用を支出することができることとなっております。ただし、緊急を要する費用についてはこの限りではなく、事後的に会社に償還を請求することができ、会社は、当該請求にかかわる費用が監査役の職務執行に必要なことを証明した場合を除き、これを拒まないものとしております。

i. 財務報告の信頼性を確保するための体制

- (i) 財務報告の信頼性を確保するために、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に従い、財務報告に係る内部統制の有効性の評価、報告する体制を整備し運用しております。

j. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

- (i) 反社会的勢力対応規程において、当社役員又は従業員は、反社会的勢力・団体とは一切の関係をもち、また、関係の遮断のための取り組みを進めていく旨を規定し、反社会的勢力・団体に対しては、弁護士、警察等とも連携し組織的に対応しております。
- (ii) 反社会的勢力対応マニュアルを定め、反社会的勢力の排除を徹底しております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

(1) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は、公正で健全な経営及び事業活動を行うため、「反社会的勢力対応規程」において反社会的勢力・団体とは一切の関係をもち、また関係の遮断のための取り組みを進めていく旨を規定し、弁護士・警察・暴力団追放運動推進センター等と連携し組織的に対応を行っていく方針であります。

(2) 反社会的勢力排除に向けた整備状況

「反社会的勢力対応規程」、「反社会的勢力対応マニュアル」を整備し、全ての株主、役員、従業員及び取引先について、インターネットによるキーワード検索や新聞記事検索サービス等の外部の調査機関の活用を含め、取引金融機関、取引先、ウェブサイト等から情報を収集し調査を行っております。また、取引先との契約締結時には、反社会的勢力等と判明した場合に取引等を即座に解消する旨を定めた排除条項を契約書に規定しております。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

該当事項はありません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社は、ディスクロージャーへの積極的な取組みをコーポレート・ガバナンスの一環として位置付けております。株主や投資家を始めとするあらゆるステークホルダーが、投資情報を適時・適切に入手し、当社を適正に評価いただくことを目的としております。

当社のコーポレート・ガバナンス体制及び適時開示手続きに関するフローの模式図を参考資料として添付しております。



